

## 埼玉西部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 前号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。